

貨物自動車運送事業者の皆さまへ

積込先、配送先で困りごとありませんか。 荷主等の違反原因行為の情報をください！

適正化事業調査員が情報を集めています。

情報収集内容 困りごと教えてください！

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転を
招く恐れあり



運賃・料金の 不当な据置き

ドライバーの賃金上げを
阻害する恐れあり



異常気象時の 運送指示

輸送安全確保義務
違反を招く恐れあり



契約にない 付帯業務

ドライバーの長時労働を
招く恐れあり

過積載になる ような依頼

過積載運送を
招く恐れあり



無理な到着 時間の設定

最高速度違反を
招く恐れあり



いただいた情報は、国土交通省トラックGメンに**伝え**荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」、「要請」を行い、是正・指導を**行います**（裏面スキーム図）。

国土交通省でも情報収集を行っております。

● 「トラックGメン」について



● 悪質な荷主等に関する通報窓口(目安箱)



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

トラックGメンと適正化事業調査員の連携スキーム

適正化事業実施機関の適正化事業調査員

貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主・元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完(2024年度から)

違反原因行為の情報を報告

国土交通省トラックGメンによる荷主等への監視体制の強化

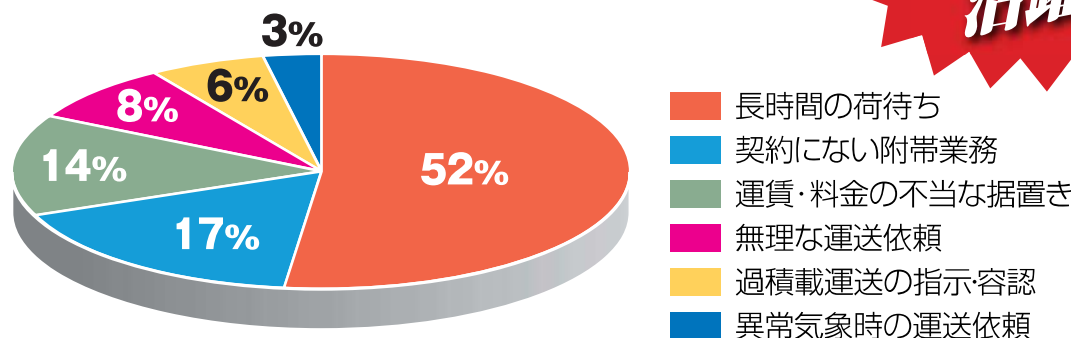
トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し、
情報収集力を強化(2023年度から)

トラック法に基づく「働きかけ」「勧告・公表」制度の
執行力を強化(2023年度から)

荷主等に対する是正・指導の実績

■「働きかけ」等の累計実施件数 (令和6年9月30日現在)

荷主起因の違反原因行為の割合



トラックGメンが
活躍しています。

	件 数
勧 告	2件 (荷主1件、元請1件) 概要: 王子マテリア(株)、ヤマト運輸(株)
要 請	175件 (荷主89件、元請81件、その他(倉庫)5件)
働きかけ	914件 (荷主611件、元請281件、その他22件)

※出典元:国土交通省HPより

国土交通省による働きかけを契機に改善が行われた例

- 長時間の荷待ち解消**
 - ・入庫混雑時間帯の分散や荷受け開始時間の前倒し、仮置スペースの確保を実施
→ 長時間の荷待ち状況が大幅に改善。(着荷主が対応)
 - ・専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定
→ 平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善(元請運送事業者が対応)
- 契約にない附帯業務**
 - ・作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結(元請運送事業者が対応)
- 適正取引における運賃・料金の不当な据置き**
 - ・燃料サーチャージ全額支払、トラッシュ比率差分引きを廃止(真荷主事業者が対応)
- 過積載運送の要求**
 - ・協力会社と調整を図り、一部4トン車両から大型車両へ変更(元請運送事業者が対応)
 - ・積荷重量を把握できる配車システムを構築(元請運送事業者が対応)

各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました！

今般、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行するために適切な計画として定めている事業計画に反して事業を行っている場合、法令順守への意識が低く、悪質な法令違反が行われている可能性があることから、事業の改善を図るため、事業計画に従い業務を行うべきことを命令する発動基準が制定されました。

貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令を発動する基準（施行日）令和7年5月1日

1. 巡回指導において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目が「否」であり、改善期限内に改善がなされていない場合。※ただし、事業計画変更認可申請に係る審査中は除く
2. 運輸支局による監査において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目に違反があると認められた場合
3. その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ごとの数を満たさなくなったと認められる場合



適正化実施機関における巡回指導

事業用自動車の種別及び数に「否」で、未改善の場合
※事業計画変更認可申請に係る審査中のものは除く

運輸支局における監査

事業用自動車の種別及び数に
「違反」がある場合

通知

運輸支局等呼び出し

事実確認及び事業計画に定めるところに従い事業を行うよう指導を行い、
3ヵ月以内に改善を求める

命令発動

改善期限内までに改善がない場合

行政処分（初違反 10 日車、再違反 20 日車）を実施し、
再度、事業計画に従い業務を行うよう改善を求める

再度、命令発動

命令違反の場合

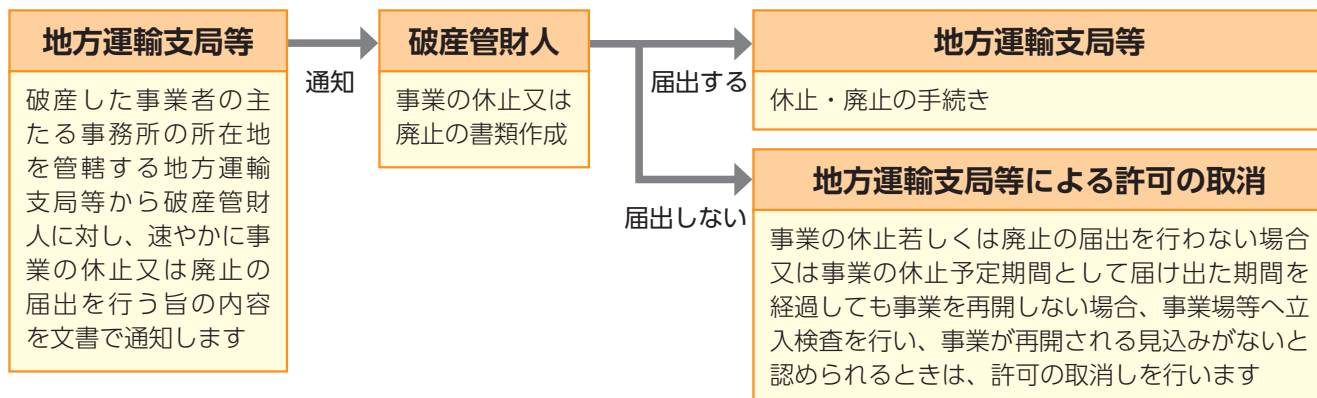
許可の取り消し処分

一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における取扱い

一般貨物自動車運送事業者等が破産又は所在不明により長期にわたり休止状態にある場合における事業許可の取扱いが下記の通り定められました。

1. 破産の場合

事業者が破産法の規定により破産宣言を受けたときは、破産管財人による貨物自動車運送事業第32条の事業の休止又は廃止の届出するよう通知を行います。



2. 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて事業場等への立入検査等を行い、事業を行っていないと認められるときは、許可の取消が行われます。

所在不明として調査対象となる事業者	長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものと思われる以下の事業者 ① 2年以上にわたって事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者 ② 所在不明、倒産等の風評のある事業者 ③ 適正化事業実施機関から所在不明営業所と報告のあった事業者
所在不明等の確認 (事業場等への立入検査等)	所定の手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行います。 また、所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行い、事業計画の変更申請又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講じます。
所在不明事業者の許可取消し手続き	所在不明等の確認の結果、一定期間（概ね1年程度）事業を行っていないと認められるときは、行政手続法等関係法令に基づき手続きを行います。

3. 事業廃止又は許可取消しに伴う車両の取扱い

事業廃止又は許可取消し処分を受けた事業者の事業用自動車を当該事業者以外の事業者が使用していたときは、行政処分を行います。

4. 違法行為を行っているおそれのある事業者の事業計画変更認可等の取扱い

名義貸し等の違法行為を行っているおそれのある事業者から事業の拡大を内容（事業の譲受、営業所・荷扱所の新設、増車、積合せ運送の許可等）とする申請については、実態調査を行い、業務の適正化が十分行われたと認められた場合に認可等の処分が行われます。

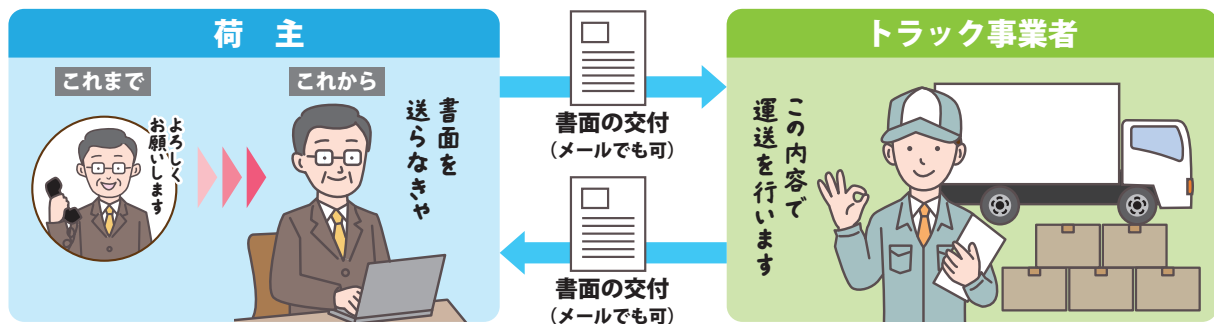


運送契約を书面化しよう

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方**に義務付けられます。

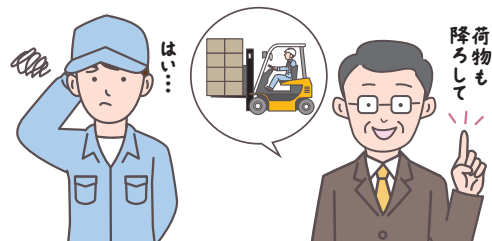
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

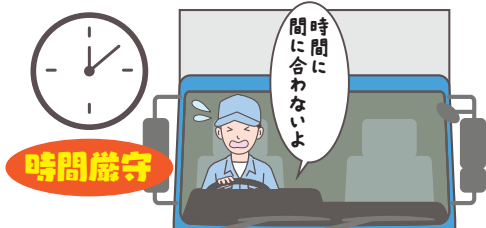
適正な運賃・料金の収受



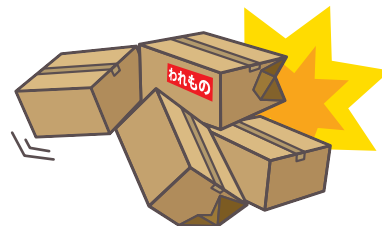
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等のコンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、トラック事業者以外のもの」を指します。
※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価 ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所 ⑤運賃・料金の支払方法 ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □○運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒111-1111 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-1111 / FAX:028-222-2222 E-MAIL:*****@***.co.jp	差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ ○○食品㈱ 国土さま メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※） □○運輸㈱ □○課 運輸 一郎 〒111-1111 栃木県〇〇市〇〇2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □○運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒111-1111 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-1111 / FAX:028-222-2222 E-MAIL:*****@***.co.jp

（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。



委託先への発注を適正化しよう

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化

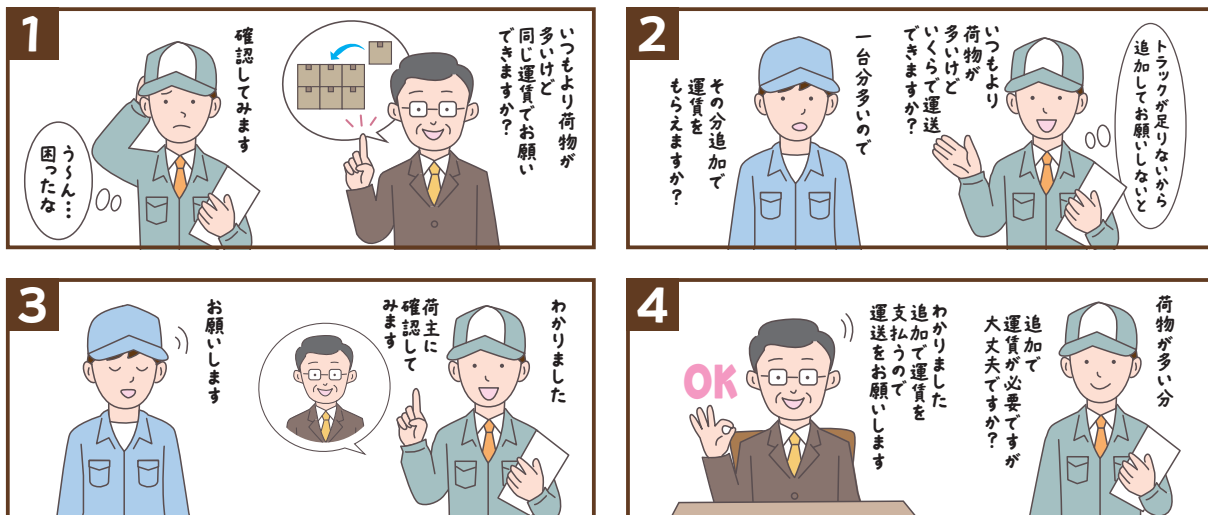


運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう



利用運送を行うときに委託先への発注適正化(健全化措置)について努力義務が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

健全化措置のイメージ例

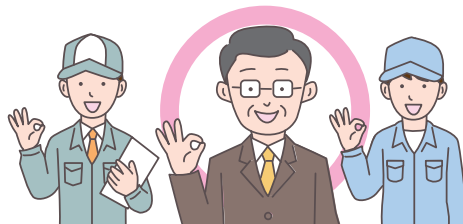


健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



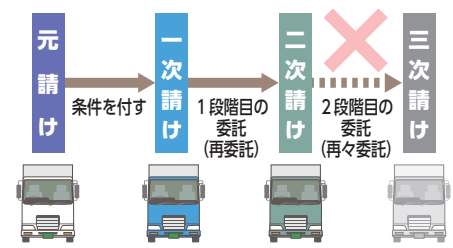
2

「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上※）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務

② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者の職務

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで※に届出をする必要があります。

※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。





実運送体制管理簿を作成しよう

実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

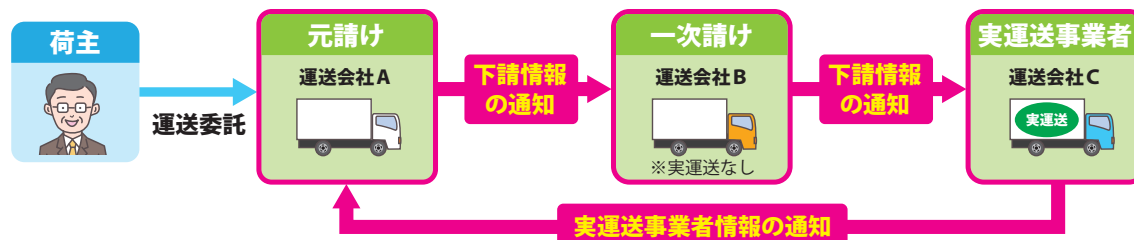
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

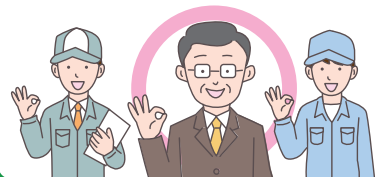
元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省

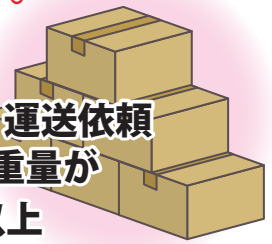
公益社団法人
全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1 運送依頼
あたりの重量が
1.5トン以上



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の**内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**
(一次請け、二次請け等)

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

実運送体制管理簿のイメージ

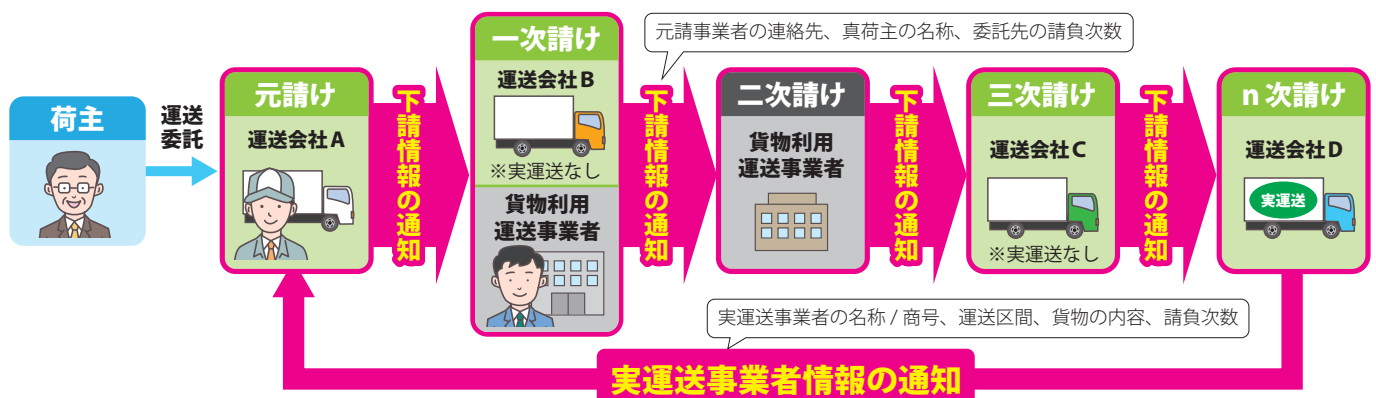
赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み

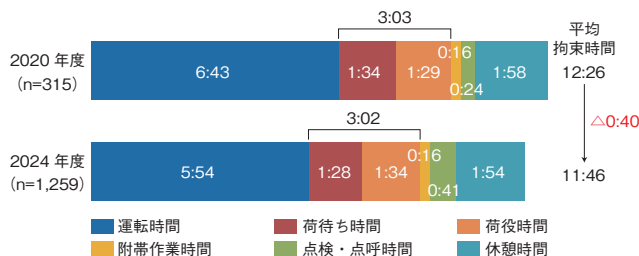
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者に確認をすることも想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

業務記録付票[記載例]

※全車両対象

〔発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

パターン例 (サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機: 20分)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機: 20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務 (棚入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社○○ 車両番号: ○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の 指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られた場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積込み(荷役・搬送荷役) 2. 取卸し(荷役・搬送荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 荷待ち 7. 積待ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()		△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されているため、 合計時間が1時間以上となる場合 は業務記録への記載が必要です	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●● 車両番号: ●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の 指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られた場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積込み(荷役・搬送荷役) 2. 取卸し(荷役・搬送荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 荷待ち 7. 積待ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()			荷主側の確認が 得られなかった場合や、 担当者が不在の場合は、該当する 欄に「✓」を記載してください	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。